

市民ボランティアによる 違反広告物の 撤去を進めています



電柱や街路樹に貼られたはり紙、立看板などの違反広告物は、まちの景観を損ねる大きな要因となっています。

そこで、市民自らの手によりこうしたはり紙などの撤去を進めることで、違反広告物のないまちを目指すため、平成18年度からボランティアによる撤去を開始しました。

現在、自治会や企業、業界団体や既存のボランティア組織などの22団体、300名を超える方々が、市内各地で違反広告物を撤去するボランティア活動を行っています。

活動地域では、違反広告物を出されることが少なくなるなど、ボランティア活動が、まちの景観をまもるための大きな力になっています。

さいたま市では、活動開始にあたってボランティア出陣

式を行うなど、市を挙げてボランティア活動を支援しています。平成19年度もボランティア団体を募集しますので、自分たちも活動してみたい、という方々のご応募をお待ちしています。

【ボランティア撤去制度や応募についてのホームページ】
さいたま市トップページ→暮らしのキーワードから調べたい「市民参加」→市民ボランティアによる違反広告物の撤去制度

◆ 詳しくは、都市計画課 (TEL:829-1403) へ

まちづくり ツボ③

まちづくりのツボは、都市計画や
まちづくり制度などをわかりやすく
解説するコーナーです。



公園みどり課 緑化推進担当
副主幹 土屋 昇

緑はなぜ必要か?

緑はなぜ必要なのでしょう。人を含めた生物は生態系の中で生きており、生態系は物質循環と食物連鎖を基本としています。緑は、この生態系を維持する基盤となっているのです。ここで、緑が持っている多くの役割や働きを考えてみましょう。

① 地球や都市の環境を守る緑

都市を地球の中のひとつの地域としてとらえ、都市レベルの環境改善の積み重ねが地球環境の改善につながることを認識し、緑を考えることが重要です。

② 心に安らぎを与え、暮らしを豊かにする緑

緑は、私たちに精神的な安らぎを与え、健康を維持・増進するとともに、暮らしを豊かなものとする役割を果たしています。

③ 安全な都市を支える緑

緑は、防風や雨水の調節機能などの働きがあり、さまざまな災害から私たちの暮らしを支えています。

④ 環境に配慮した景観をつくる緑

景観の中の緑は、美しさやうるおい、さらには季節を感じさせます。緑は、地球の環境に配慮した景観を形成する上でも大きな役割を果たしています。

公園みどり課では、緑の基本計画を策定しました。この計画は、さいたま市の将来の緑のあるべき姿を明らかにするとともに、市民・団体・事業者そして行政が一体となって緑のまちづくりに取り組んでいくための長期的な計画です。本市の将来都市像の一つである「見沼の緑と荒川の水に象徴される環境共生都市」を踏まえ、緑の将来像と四つの基本方針を設定しました。

○ 緑の将来像

「いのちきらめき 緑の風そよぐ
庭園都市・さいたま」

○ 4つの基本方針

1. 地球環境や首都圏の環境を支える緑を守り育てます
2. さいたま市らしい身近な緑を守り、つくり、育てます
3. 緑と水と風が息づくネットワークをつくります
4. 緑のさいたま市民によるパートナーシップを築きます

市民が誇りを持って住み続けたくなるまちづくりにおいて、緑は大切な資源の一つです。皆さんと一緒に「安全で健康的な生活を送ることができる緑豊かなまちづくり」を実現していきましょう。

voice of Saitama City

We are
MUSCLE



合併記念見沼公園が 今秋オープンします

この公園は、大宮区天沼町の見沼代用水と芝川の間に約3万9千m²の広さを有し、今秋オープンに向け、最終的な整備を進めているところです。公園までのアクセスは大宮駅からも、さいたま新都心駅からも約2Kmで、公園からは新都心の高層ビル群が見渡せ、まさに都会のオアシスといった趣があります。

また、この公園は、セントラルパーク構想の先行整備地区として位置づけられています。セントラルパーク構想は、見沼田圃の自然環境を保全・再生し、公園として見沼を次の世代に残していくことを目的として、完成すると、約50万m²の公園となります。それまでには相当の年月がかかることがあります。

さて、この公園には、交流広場と見沼田圃の自然を取り込んだビオトープ、そして管理棟があります。これらの施設を有効に活用し、賑わいのある公園となるよう、現在、地域やNPOの方々との協働による運営を目指して会議を重



セントラルパーク構想の一部約15万m²のイメージ図

ねています。

オープニングイベントの内容も楽しいものになるよう、この会議の中で相談をしていくこととしています。ぜひ多くの市民の皆さんにご利用いただきますようお待ちしています。

◆ 詳しくは、公園みどり課(TEL:829-1421)へ

市内で初めて特別緑地保全地区 を指定しました



見沼田圃からの眺望



地区内は散策も可能

さいたま市内で初めて、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区を指定しました。

特別緑地保全地区は、都市の無秩序な拡大の防止に資する緑地、都市の歴史的・文化的価値を有する緑地、生態系に配慮したまちづくりのための動植物の生息、生育地となる緑地の保全を図ることを目的として指定するものです。

今回指定した大和田公園は、見沼区の南西に位置し、見沼田圃の周辺斜面林として、良好な景観を維持しているものです。指定面積は約1万3千m²、現状は山林となっています。

ます。緑地内では、草木の希少種やカワセミ等の鳥類も確認されています。また、ボランティア団体「さいたま市みどり愛護会」が中心となり、緑地の保全作業を行政と一緒に行っています。

さいたま市では、市内にある良好な緑地を永続的に保全することを目的に、今後も特別緑地保全地区の指定に努めます。

◆ 詳しくは、公園みどり課(TEL:829-1423)へ